

カジノ事業者に係る公租公課等について

カジノ事業者に係る公租公課の在り方

推進法

- ・「国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。」（第12条）
- ・「国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。」（第13条）

附帯決議

- ・「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。」（第8項）
- ・「法第12条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第1条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第10条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項（参議院））

第1回推進本部会合

- ・「カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得られるようにする」との総理発言

「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」（平成29年6月9日閣議決定）

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。

⇒ 基本原則

1. カジノ事業からの収益については、幅広く公益に還元する。
2. カジノに対する世界最高水準の規制を行うために発生する歳出増加については、安定財源を確保する。
3. 諸外国における公租公課の状況及びIRを取り巻く競争環境、上記1.・2.の目的に照らして適切な負担水準とする。

諸外国における公租公課の種類

GGR等に対する
比例負担

カジノの粗収益（GGR：Gross Gaming Revenue）やスロットマシンやテーブルの台数といった規模に着目してカジノ事業者に課す比例負担

定額負担
(ライセンス料等)

カジノ規制庁の一般行政コスト等を賄うことなどを目的として、ライセンス料等の名目で課される定額固定の負担

特定の行政経費に
対する変動実費負担

個別の背面調査費用といった変動の大きい費用を賄うため、実費で徴収される手数料等

租税負担

法人税や消費税といったカジノ事業者が納付する租税負担

米国ネバダ州の公租公課

○米国ネバダ州では、連邦法人税のほか、定率のカジノ税等が課されている。

GGR等に対する比例負担	カジノ税	ゲーミング税	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGR計算方法 (ネバダ州法463章) ①賭け金総額(但し、与信に基づくものは入金があった時点で収入に計上)+②顧客同士のゲームからの収入 -③顧客への払戻金	スロットマシンやテーブルの台数	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・50,000ドル以下 3.5% ・50,000ドル超～134,000ドル 4.5% ・134,000ドル超～ 6.75% 	スロットマシン	テーブル
		年間 1台当たり250ドル 四半期 1台当たり20ドル	年間 (17台以上の場合) 16,000ドル+200ドル× (台数-16) 四半期(36台以上の場合) 20,300ドル+25ドル × (台数-35)
納付時期	月に1回	年に1回/四半期に1回	
税収	743.8億円(2016年度)	77.8億円(2016年度)	
使途	一般財源	一般財源 (注) 上記スロットマシンへの四半期ごとの課金(20ドル)の一部 (2ドル:10%)については、依存症対策に充当(計1.6億円)	

ライセンス料(定額)	—
------------	---

手数料(実費)	背面調査に必要な費用を、実費徴収 当該手数料(背面調査費用)については、予算非計上(収入額不明)
---------	---

主な租税負担	連邦法人税、州売上税
--------	------------

シンガポールの公租公課

○シンガポールでは、法人税や付加価値税のほか、カジノ税やライセンス料が課されている。

カジノ税(比例負担)	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 (カジノ管理法33章A) ①賭け金総額 + ②顧客同士のゲームからの収入 - ③顧客への払戻金 - ④ゲームに課される付加価値税額
税率	①VIP客によるGGR 5% ②一般客によるGGR 15%
納付時期	年に1回
税収	2,160億円 (2016年度) ※カジノ以外の競馬・くじも含む。
用途	一般財源
ライセンス料(定額)	
収入	30.4億円 (2016年度)
用途	カジノ規制機関の組織運営(人件費、福利厚生費、土地賃貸料等)
手数料(実費)	背面調査に必要な費用を、実費徴収 当該手数料 (背面調査費用) については、予算非計上 (収入額不明)
入場料	
対象	・シンガポール国民又は外国人永住者から徴収 ・24時間 : 100星ドル (約8,000円) / 1年間 : 2,000星ドル (約16万円)
収入	約1.45億星ドル (約116億円) (2016年度)
用途	公的、社会的又は慈善目的に使用
主な租税負担	法人税、付加価値税

マカオの公租公課

○マカオでは、法人税や消費税の負担はない。他方、カジノ税やライセンス料が課されている。

GGR等に対する 比例負担	カジノ税	ゲーミング税	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 ①賭け金総額－②顧客への払戻金	スロットマシンやテーブルの台数	
税率	①"Special Gaming Revenue" (GGRの) 35% ②特別税 : (GGRの) 4%	スロットマシン	テーブル
		1台当たり 1,000パタカ (約1.4万円)	VIP客向け 1台当たり30万パタカ (約414万円) 一般客向け 1台当たり15万パタカ (約207万円)
納付時期	年賦課額の1/12を各月に前納	年に1回	
税収	約1.1兆円 (2016年度)	約179.3億円 (2016年度)	
用途	①は一般財源 ②は文化振興等を行う公共財団への寄付金 または 都市・観光開発、社会保障の財源	一般財源	

ライセンス料(定額)	マカオ政府とカジノ事業者との協定により支払う「プレミアム」		
収入	3,000万パタカ (約4.1億円)		
用途	一般財源		
手数料(実費)	-		
主な租税負担	-		

豪州ビクトリア州の公租公課

○豪州ビクトリア州では、法人税や付加価値税のほか、カジノ税やライセンス料が課されている。

カジノ税(比例負担)	
課税標準	GGR (Gross Gaming Revenue : カジノ粗収益) ※GGRの計算方法 (カジノ管理法81章J) ①賭け金総額 - ②顧客への払戻金
税率	①ゲームマシンによるGGR 31.57% ②テーブルゲームによるGGR (一般客) 21.25% / (VIP客) 9% ③"Community Benefit Levy" (GGRの) 1% ④"Super Tax" GGRのうちBase Amount (毎年変更) を超えた部分への税 — 20millionオーストラリアドル (以下、豪ドル) 毎 1%税率増加 — 380million豪ドル超の部分 20%
納付時期	年に1回
税収	610億円 (ライセンス料を含む) (2016年度)
用途	一般財源、但し③は地域社会や福祉への還元又は依存症対策に用いられる。
ライセンス料(定額)	
	ビクトリア州とクラウンカジノとの間のライセンス契約に基づき支払われる。 (2050年までの契約。910million豪ドル (約747億円) が上限)
収入	上記カジノ税の内数
用途	カジノ規制庁の財源
手数料(実費)	—
主な租税負担	法人税、付加価値税

各国の歳入・歳出の対応関係

○シンガポールでは、固定対固定、変動対変動となっており、最も安定的かつ確実な制度となっている。

GGR等に対する
比例負担

【論点1】 負担水準 8頁

定額負担
(ライセンス料等)

特定の行政経費に
対する変動実費負担

【その他の論点】

【論点5】
水準等 15頁

入場料

国・地方の関係

【論点6】
仕組み等 17頁

米国ネバダ州

シンガポール

マカオ

豪州ビクトリア州

米国ネバダ州

マカオ

シンガポール

豪州ビクトリア州

豪州ビクトリア州

シンガポール

米国ネバダ州

【論点4】 手数料等の仕組み 14頁

一般財源として
公益目的に使用

【論点2】 納付金の使途 11頁

カジノ規制庁の
一般行政コスト
(比較的安定)

【論点3】 定額負担の仕組み 12頁

個別の背面調査費用
(変動大)

予算外 (オフバジェット)

論点1 公租公課の負担水準

○諸外国の公租公課の負担水準を比較するため、大胆な仮定を置いたモデル計算を試みる。

包括利益計算書（2014～16年）（2社平均） ← 公表されている財務諸表により、諸外国のIRの中で、単体の収益等が明確に把握できるゲンティンシンガポール、クワンメルボルン（豪）2社の実績平均値を、2014～2016年の3年平均で算出

IR全体収入	2,112億円
売上原価等	▲1,581億円
粗利益	531億円
その他収益	83億円
諸経費	▲177億円
営業利益	437億円
営業外損益	▲20億円
税引前利益	417億円
法人税等	▲110億円
当期純利益	307億円

ゲーミング収入 (カジノGGR)	<u>1,488億円 (76%)</u>
ノンゲーミング収入	624億円 (24%)

← カジノ税等控除後の税引前利益が417億円になるように、営業費用等を算出

$$2,112\text{億円} - 437\text{億円} - \text{税引前利益}417\text{億円} \\ \uparrow \\ \text{カジノ税等及びライセンス料 (実績値)} \\ = \text{営業費用等 } \underline{1,258\text{億円 (60%)}}$$

上記を基に、IR全体収入2,112億円、カジノGGR1,488億円、営業費用等を1,258億円とするモデルケースを設定する。同様に2社平均より、テーブル520台、スロットマシン2,500台とする。

諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算（イメージ）（注1）

○諸外国は概ね20~40%台の実効負担率（手数料を除く）となっている。

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州	日本
IR全体収入① (うちGGR 76% ①')	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)
GGR等に対する比例負担②	月次免許料 (6.75%) $1488 \times 6.75\% = 100$ 億円 スロット免許料 年次: \$ 250 \times 2500台 四半期: \$ 20 \times 2500台 \times 4 テーブル免許料 年次: \$ 16000 + \$ 200 \times (520台-16) 四半期: (\$ 20300 + \$ 25 \times (520台-35)) \times 4 1億円	一般客からのGGR (15%) VIPからのGGR (5%) 計240億円 ※実績値より算出(但し、固定資産税額も含む)	カジノ税 (39%) $1488 \times 39\% = 580$ 億円 ゲーミング税: スロットマシン $2500台 \times 1.4万円$ テーブルゲーム VIP向け: 520台 $\times 50\% \times 約400万円$ 一般向け: 520台 $\times 50\% \times 約200万円$ 16億円	テーブルゲーム: 一般客はGGRの21.25% VIP客はGGRの9% ゲームマシン: GGRの31.57% 地域利益負担料: GGRの1% Super Tax (累進性) ゲームマシン税 (累進性)	納付金 (10%~40%) $1488 \times (10\sim40\%) = 148$ 億円~595億円
定額負担③ (ライセンス料等)	-	年間16億円(実績値)	年間4億円(実績値)	年間 664億円 実績値より算出	a(定額負担)
営業費用等(60%)	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円
税引前利益	753億円	596億円	254億円	190億円	259~706億円(-a)
法人税④	$753 \times 35\% = 263$ 億円	$596 \times 17\% = 101$ 億円	-	$190 \times 30\% = 57$ 億円	$(259\sim706) \times 29.97\% = 78\sim212$ 億円(注3)
消費税⑤(注4)	$(2112-1488) \times 8\% = 50$ 億円	$2112 \times 7\% = 148$ 億円	-	$(2112-1488) \times (100-60)\% \times 10\% = 25$ 億円	$(2112-1488) \times (100-60)\% \times 8\% = 20$ 億円(注3)
地方税⑥	商業税(GGR-②) \times 0.2% ($1488 - 101$) \times 0.2% = 3億円	固定資産税 ※上記GGR負担の内数	不動産保有税 税収不明	不動産保有税 税収不明	法人外形課税21億円 固定資産税 54億円(注5)
税引後利益	437億円	345億円	254億円	108億円	91~404億円(-a')
実効負担率 ((②~⑥) \div ①) (注3)	17.4%	24.7%	28.4%	38.5%	20.6~35.5% (+β)
GGRに占める負担率 (②~⑥のカジノ関連部分 \div ①')	20.4%	30.1%	40.3%	52.2%	24.7~47.8% (+β')



(注1) 上記は、一定の仮定に基づく試算であり、日本の実際の税制上の取扱いについて予断するものではない。

(注2) 換算レートについては、1ドル=111円、1星ドル=80円、1バタカ=14円として計算。(平成29年6月時点) (注3) 地方税相当分を含む。

(注4) シンガポールは、事業者負担の消費税課税がなされる。ネバダ州はゲーミング部分は課税対象外。ビクトリア州はゲーミング部分に減額措置がなされている。

(注5) 土地部分は国内アミューズメント施設周辺地域の土地公示価格を、建物・償却資産部分は外国事業者の平均資産額を用いて機械的な計算を行ったもの。その他、都市計画税等も賦課される可能性。

(参考) 国内の公営競技等に関する国庫納付金等

○国内の公営競技等では、GGRに相当する収入額に対する公的負担の割合は大きい。

	中央競馬	競艇	toto
施行者	日本中央競馬会 (JRA)	都道府県及び指定市町村	(独) 日本スポーツ振興センター
納付金等	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の70~80%) (H24 : 74.8%)</p> <p>国庫納付金 (売上の10%)</p> <p>諸経費</p> <p>剰余金 積立金等 (剰余金の50%) 国庫納付金 (剰余金の50%)</p>	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の75%~80%) (H24 : 75.0%)</p> <p>諸経費</p> <p>収益 地方公共団体に帰属 (売上の約2.6%) 船舶等振興法人への交付金 地方公共団体金融機構納付金</p>	<p>売上</p> <p>払戻金 (売上の50%)</p> <p>諸経費</p> <p>特定金額 (売上の10%)</p> <p>収益 国庫納付金 (収益の1/4) スポーツ団体等助成 (収益の3/8) 自治体等へのスポーツ助成 (収益の3/8)</p>
用途	<ul style="list-style-type: none"> 畜産振興事業等 (75%) 社会福祉事業 (25%) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に帰属：社会福祉・医療・教育文化・体育等の施策 船舶等振興法人への交付金：海事事業、公益増進 	<ul style="list-style-type: none"> 教育文化振興、自然環境保全、青少年の健全な育成、スポーツの国際交流等の公益の増進を目的とする事業

売上に占める納付金等の割合 (払戻金を控除した売上に占める納付金等の割合)

10.1% (40.1%)

6.0% (24.0%)

28.9% (57.8%)

(注) 実施団体の税負担の一部は、諸経費に含まれると考えられる。10

論点2 納付金の使途

- 諸外国のカジノ税等は主に一般財源に充当されている。
- 日本では附帯決議に広範な使途が示されており、モデル計算で想定される収入額を大きく上回る。

諸外国におけるカジノ税等の使途

米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州
一般財源（注）	一般財源	一般財源※特別税（注）を除く	一般財源（注）

（注）米国ネバダ州では、スロットマシンへの課金の一部（10%）を依存症対策に充当。またマカオでは、特別税として徴収されるGGR1.6%は公共財団への寄付金、2.4%は都市・観光開発、社会保障の財源に、豪州ビクトリア州では、地域便益金（GGR1%）は地域社会や福祉、依存症対策に充当されている。

推進法

- ・「この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。」（第1条）

附帯決議

- ・「法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項）

<歳出費目のイメージ>

	国・一般会計	地方・普通会計（都道府県及び市町村）
推進法第一条（目的）		
観光振興	観光庁所管経費 219億円	商工費（5.5兆円）等の一部
地域経済振興	地方向け補助金（25.7兆円）等の一部	
財政の改善		
社会福祉	社会保障関係費（32.5兆円）の一部	社会福祉及び老人福祉費 12.7兆円
文化芸術の振興	文教及び科学振興費（5.4兆円）の一部	社会教育費（1.2兆円）等の一部
依存症対策	依存症対策総合支援事業等 5.3億円	公衆衛生費（3.8兆円）等の一部

（注）国：平成29年度一般会計歳出、地方：平成27年度地方財政統計年報

論点3 定額負担（ライセンス料等）の仕組み

○シンガポールでは、定額のライセンス料により、カジノ規制機関の組織運営費を賄っている。

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州
定額負担部分	－	(1施設あたり) 年間1,900万星ドル (約15.2億円) ※2施設で計30.4億円	(1事業者あたり) 年間3,000万パタカ (約4.1億円)	州との契約ベース (2014~50年までの契約 で最大747億円) ※1年あたり約21億円
使途	－	カジノ規制庁の 組織運営 (人件費、福利厚生費、 土地賃貸料等)	一般財源	カジノ規制庁の 財源
カジノ規制庁の人員	402名	約160名	327名	215名
カジノ規制庁の予算	4,190万ドル (約46.1億円)	3,933万星ドル (約31.5億円)	2.7億パタカ (約39.7億円)	3,200万豪ドル (約26.3億円)

(参考) 他の三条委員会等の定員・予算

	定員	予算
原子力規制委員会（及び原子力規制庁）	1,005名	727億円
国家公安委員会（及び警察庁）	7,848名	3,185億円
個人情報保護委員会	103名	32億円
消費者庁	334名	122億円

(参考) 日本における定額負担の例

各種手数料

- 原則として、1件ごとの人件費、庁費などの各要素費用を積み上げて単価設定し、それに基づき定額を徴収。

電波利用料

- 電波を独占的に利用する者（各無線局）から「電波利用共益事務」の処理に要する費用を徴収。

(参考) 電波法第103条の2

電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用（電波利用共益費用）を、その受益者である放送事業者が開設する放送局、電気通信事業者が開設する基地局や固定局等、すべての無線局が納付すべき金銭。

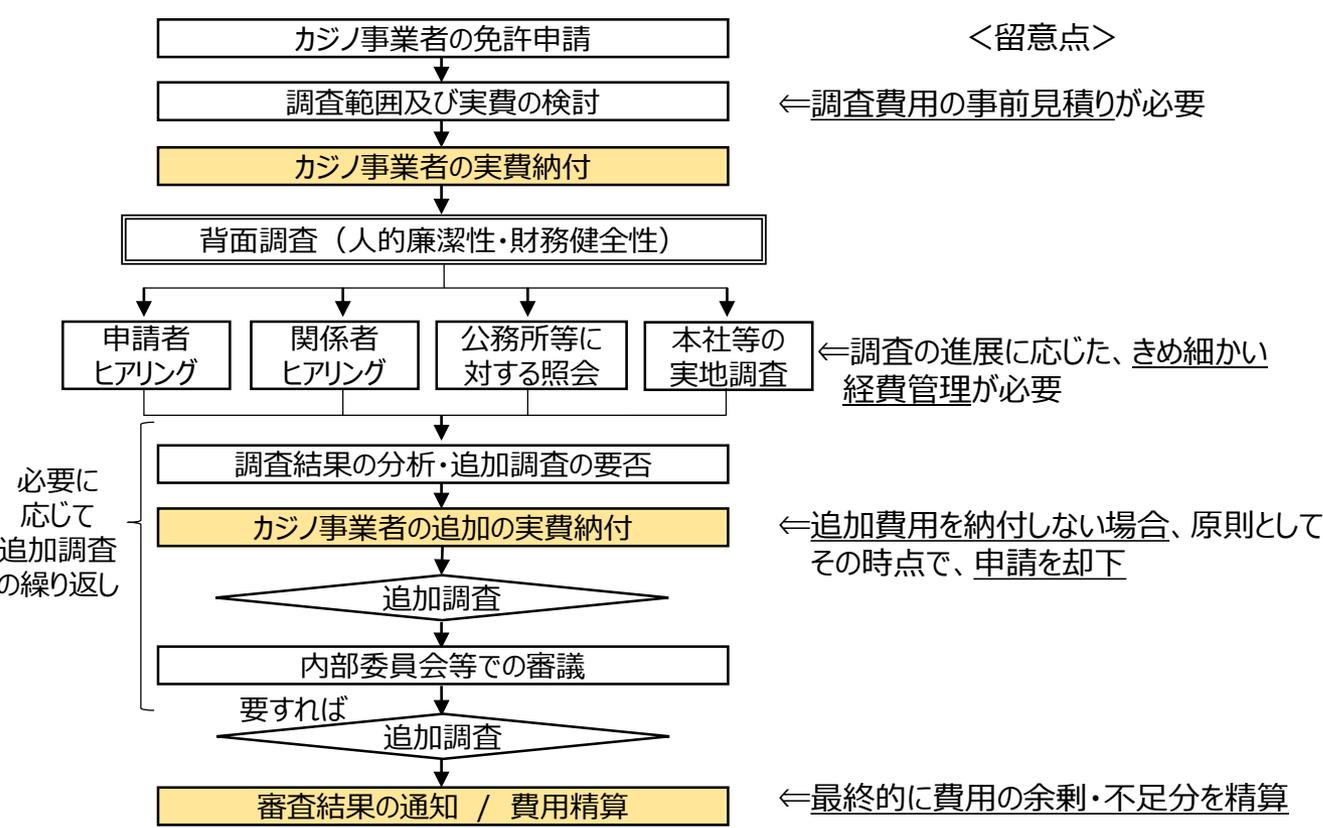
一般会計予算（平成29年度）

雑収入 諸収入 電波利用料収入 620億円

論点4 手数料等の仕組み

- カジノの背面調査は、我が国に例のないものであり、必要に応じて、2次、3次とどこまでも追加調査を行うので、事業者の態様や申告内容により経費に大きな変動が予想される。
- 米国ネバダ州等においては、当該背面調査費用について、事業者から事前に見積った実費を徴収するとともに、最終的に余剰・不足分を清算することとしている。

カジノ事業者の免許申請における事務フロー（諸外国の例）



(参考) 背面調査の調査単価
(マサチューセッツ州公表資料)

プロジェクトマネージャー	395米ドル/時間
調査コーディネーター、弁護士	320米ドル/時間
公認会計士、金融調査人	315米ドル/時間
国際会計士	405米ドル/時間
リサーチアナリスト、運営管理者	170米ドル/時間
運営補助者	75米ドル/時間

⇒申請者1件あたり25～65万ドル（約2750万円～7150万円）、100万ドル超（約1.1億円超）のケースも。

賦課対象	カジノ事業者（免許等）	施設/土地所有者（免許等）	関連機器等製造等事業者（許可等）	主要株主（認可）
調査対象者の範囲	申請者及びその役員、監査人、事業活動に支配的な影響力を有する者（出資、融資、取引関係者）、従業者、家族、交友関係のある者など、あらゆる関係者に対し、どこまでも徹底的な背面調査を実施	左記と同様	左記と同様	（申請者が法人の場合）左記同様 （申請者が個人の場合）本人、家族、交友関係のある者等、あらゆる関係者に対し、どこまでも徹底的な背面調査を実施

第5回推進会議資料 再掲

	シンガポール	韓国（カンウォンランドカジノ）
入場料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール国民又は外国人永住者から徴収 24時間：100星ドル（約8,000円） 1年間：2,000星ドル（約16万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国国民から徴収 9,000ウォン（約900円）
収入額	約116億円（2016年）	不明
用途	公的、社会的又は慈善目的に使用	一般財源として公益に用いられる

依存症対策としての入場料の効果（科学的知見）

- 入場料については、入場料を課すカジノが世界的にも極めて稀であるため、その効果についての科学的知見は必ずしも確立されていない。依存症予防に資するという意見がある一方で、かえって徴収分を取り戻すためのゲーミング行動を煽ることとなるという意見や依存症者は高額でも入場料を支払うため入場を抑止できないという意見もある。

入場料賦課のメリット

- しかし、以下のような入場料を賦課する制度的メリットに鑑み、入場料を賦課することとしてはどうか。
 - ① 入場料の支払を求めることにより、入場回数制限のための本人確認を確実に行える
 - ② カジノ施設への安易な入場を抑止できる
 - ③ 徴収した入場料を公益目的に還元できる
- その賦課対象は、入場回数制限と同様の考え方にに基づき、外国人旅行者以外の者に対して1日（24時間）単位で入場料を課すこととしてはどうか。

論点5 入場料の水準等

○入場料の水準については、安易な入場抑止を図りつつ、利用客に過剰な負担とならないよう、他のアミューズメント施設における入場料や海外渡航費等も参考に検討してはどうか。

(参考1) 国内アミューズメント施設の入場料・利用料の例 (平成29年6月現在)

施設 (アミューズメント)	金額	備考
東京ディズニーリゾート (ランド/シー)	・一日券：7,400円	・18歳以上は大人
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ)	・一日券：7,600円	・12歳以上は大人
横浜・八景島シーパラダイス	・一日券：5,050円	・高校生以上は大人
ナンジャタウン	・一日券：3,300円	・中学生以上は大人
アクアパーク品川	・一日券：2,200円	・高校生以上は大人
TOHOシネマズ	・一回券：1,800円	・幼児・学生以外は一般
上野動物園	・一日券：600円	・高校生以上は大人

(参考2) 海外IR・カジノ施設等への渡航費 (最安値の往復券)

シンガポール	韓国		マカオ
29,800円	航空券	フェリー	28,800円
	ソウル行き9,800円	釜山行き 9,800円	

論点6 国・地方の関係（納付金・入場料）

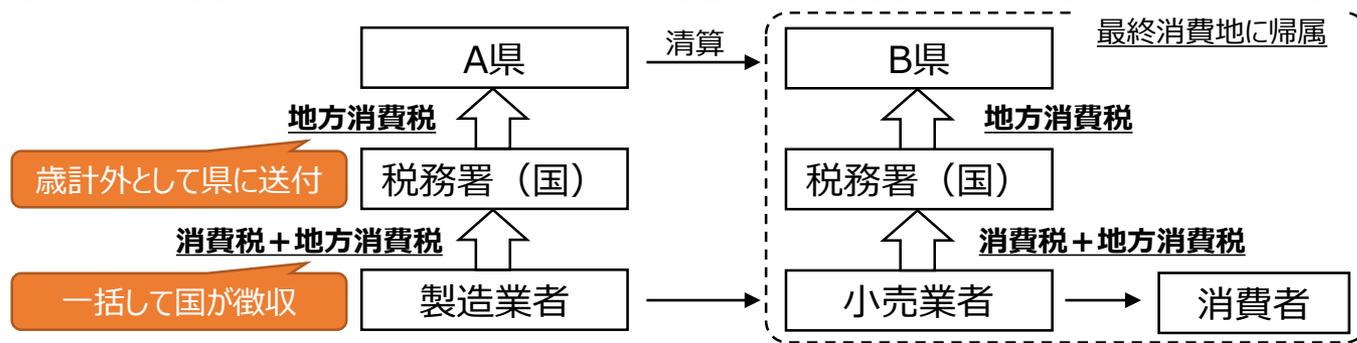
- 納付金及び入場料の徴収は、国・地方それぞれが徴収する方法と、国が一括して徴収を行う方法が考えられるが、いずれの方法が適当であるか。
- 徴収される納付金及び入場料について、国・地方の配分をどうするか。
- 附帯決議で示された、周辺自治体等への配慮についてどのように対応すべきか。

【徴収及び配分方法】

- 徴収については、GGRの集計の適正性やカジノ事業者の財務健全性等を監督する国(カジノ管理委員会)が、地方消費税の例に倣って、一括して徴収することが適当ではないか。
- 配分については、IR区域の整備は国と地方がそれぞれの役割を果たすこととなっており、カジノ事業からの収益を国・地方がそれぞれ幅広く公益目的に用いるという観点から、納付金及び入場料について、国と認定都道府県等で折半することとしてはどうか。

(参考) 地方消費税

- ・ 地方消費税は、納税者の事務負担等を勘案して、国（税務署）が消費税と併せて一括して徴収を行う。
- ・ その後、国から都道府県に、地方消費税相当額が歳計外として払い込まれた上で、都道府県間で清算を行う。



附帯決議

- ・ 「法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合（中略）その制度設計に当たっては、（中略）周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。」（第15項）

【立地市町村等及び周辺自治体への配慮】

- 当該自治体に対しては、必要な行政需要に応じて、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとし、その方法・内容について認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項としてはどうか。

まとめ 今後の議論の方向性

- カジノにおける公租公課についての基本原則は、カジノ収益を幅広く公益に還元するとともに、世界最高水準の規制を行うための歳出増加については安定財源を確保すること。その観点から諸外国の例も踏まえると、固定費用は定額負担で賄い、変動費用は変動実費負担を課す方式が最も安定的かつ確実な制度と考えられる。

納付金

- 納付金については、固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、諸外国の例に倣い、GGR（※）比例部分を合わせて一般財源として徴収してはどうか。
 - （※）「賭金総額－顧客への払戻金（コンプは含まない）」こととし、カジノ事業者が毎月集計を行うこととしてはどうか。
- 具体的な額について、固定部分は、電波利用料の例に倣い、必要な行政経費に相当する額を賦課することとし、またGGR比例部分については、モデルに基づく諸外国との実効負担の比較及びIRを取り巻く競争環境を踏まえ、その水準を定めることとしてはどうか。また、使途については附帯決議の趣旨を含め、幅広く公益に用いることとしてはどうか。

手数料

- 免許・認可等の申請時に行う背面調査等の手数料は、諸外国に倣い、実費徴収（人件費、庁費、旅費、通信費、外部委託費等）とし、調査着手前に十分な額を徴収する仕組みとしてはどうか。また、調査の進行に応じたきめ細やかな経費管理や、追加調査に要する費用等の的確な徴収を確実にするために十分な体制整備が必要ではないか。

入場料

- 入場料の水準については、安易な入場抑止を図りつつ、日本人利用客に過剰な負担とならないよう、他のアミューズメント施設における入場料や海外渡航費等を参考にして、金額を定めることとしてはどうか。また、使途は一般財源として公益目的に用いることとしてはどうか。

国・地方の配分関係等

- 納付金（GGR比例部分）及び入場料は、国・地方でそれぞれ幅広く公益目的に用いる必要があることから、国・認定都道府県等の折半としてはどうか。また、その徴収については、地方消費税に倣い、国が一括徴収して認定都道府県等に払い込むこととしてはどうか。
- 立地市町村等及び周辺自治体に対しては、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとし、その配分について認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項としてはどうか。